

地方分権改革事例集

平成27年12月

内閣府地方分権改革推進室

地方分権改革事例集

～分権改革の成果を活かし、豊かさと安心が実感できる地域をつくる～

平成27年12月

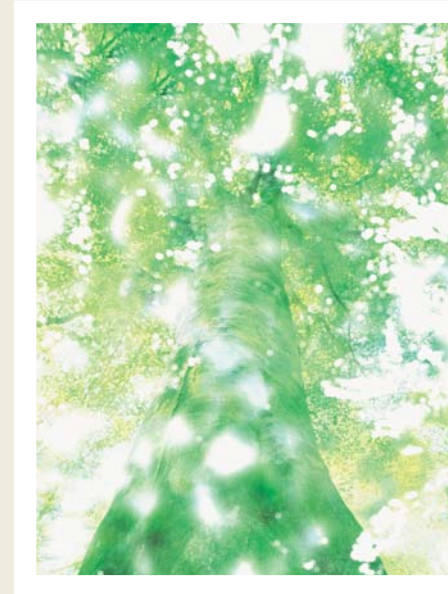


内閣府地方分権改革推進室

地方分権改革事例集

～分権改革の成果を活かし、豊かさと安心が実感できる地域をつくる～

平成27年12月



この事例集は、これまでの地方分権改革によって実現した地方に対する規制緩和や権限移譲などの成果を活かし、地方が行った取組とその具体的成果を取りまとめたものです。

それぞれの事例には、①地域の実情に応じた地方独自の基準設定や行政事務の一元化により、地域が抱える福祉・まちづくり・産業などの課題を解決する、②行政と、住民や地域コミュニティとの協働により、住民意識が高まり地域が活性化するなど、分権改革の成果を活かし、豊かさと安心が実感できる地域をつくる知恵と工夫が込められています。

本事例集を通じ、地方分権改革についての理解を深めていただきますとともに、住民目線の個性ある地域づくりのヒントにしていいただければ幸いです。

内閣府地方分権改革推進室

地方分権改革のこれまでの歩み4

地方分権改革の取組類型6

子育て・福祉・健康		
事例1	義務付け・枠付けの見直し	
	特別養護老人ホームの居室定員基準の緩和により、入所者の経済的負担を軽減	鹿児島県 8
	コラム 高齢者グループホームの居室床面積基準の上乗せにより、ゆとりある生活空間を確保 【宇都宮市(栃木県)】	
事例2	義務付け・枠付けの見直し	
	全ての福祉施設の災害対策の基準の底上げなどにより、災害対応力を総合的に強化	茨城県 10
事例3	義務付け・枠付けの見直し	
	待機児童の状況に応じた保育所面積基準の弾力的運用により、保育の質を確保しつつ、待機児童を減少	大阪市(大阪府) 12
	コラム 児童福祉施設の設備・運営の健康管理基準を充実 【新潟市(新潟県)】	
事例4	推進体制の整備等	
	2つの市の連携協定に基づく待機児童対策の共同実施により、保育施設・サービスの選択肢を拡大	横浜市・川崎市(神奈川県) ... 14
事例5	自主条例の活用	
	手話を言語として認める条例により、多様な人々が共に生きる地域づくりを実践	鳥取県 16
まちづくり		
事例6	義務付け・枠付けの見直し	
	高齢者や障がい者にやさしい歩道や排水溝の基準により、誰もが安心して出かけられるまちづくりを推進	川崎市(神奈川県) ... 18
事例7	義務付け・枠付けの見直し	
	自転車レーンの設置基準により、安全で快適な自転車走行環境を確保	岡山市(岡山県) 20
	コラム 歴史的な街並み・建物・景観などを保全した道路を整備 【石川県】	
事例8	義務付け・枠付けの見直し	
	坂が多い地域特性に応じた道路基準の緩和により、住民に使いやすくコストを抑えた道路を整備	長崎市(長崎県) 22
事例9	義務付け・枠付けの見直し	
	マンホールの位置や蓋の基準により、雨や雪の多い地域で自動車などの安全・快適な通行を確保	福井県 24
事例10	義務付け・枠付けの見直し	
	津波対策や県産木材活用などの基準により、安心・快適な公営住宅を整備	静岡県 26
	コラム 屋内で洗濯物を干す地域特性を踏まえた公営住宅を整備 【金沢市(石川県)】	
事例11	住民との協働・参画	
	地域一体のまちづくりにより、次世代型路面電車システムを軸としたコンパクトシティを形成	富山市(富山県) 28
事例12	自主条例の活用	
	建築基準法の適用除外を可能とする条例により、歴史的建築物を良好な状態で保存・活用	京都市(京都府) 30
	コラム 京都の特性に即した「撤去せず活用の発想」で総合的な空き家対策を推進 【京都市(京都府)】	
事例13	権限移譲	
	地域一帯の字名の統一的变化により、地域の一体感醸成と総合的なまちづくりを推進	淡路市(兵庫県) 32
事例14	法定外税	
	駐車場利用者への環境税により、文化・観光のまちづくりと住民の生活環境改善を推進	太宰府市(福岡県) ... 34
事例15	住民との協働・参画	
	住民主体で農家レストラン兼宿泊施設、見守り配食サービスを運営し、地域コミュニティを活性化	宇和島市(愛媛県) ... 36

生活・安全、教育・文化、環境・衛生

事例16	条例による事務処理特例制度	
	パスポート手続が身近な場所でワンストップで可能となり、住民の利便性を向上	相模原市(神奈川県) ... 38
	コラム① 県と市の業務改善により、最短4日まで交付期間を短縮 【佐賀県】	
	コラム② 土日・祝日を含め午後7時までの交付対応を実施 【霧島市(鹿児島県)】	
事例17	権限移譲	
	NPOに対する支援体制、活動支援基金を整備し、法人を含めNPO活動を総合的にサポート	熊本市(熊本県) 40
事例18	住民との協働・参画	
	保護者や住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を核とした取組により、地域教育力を向上	山口県 42
事例19	権限移譲	
	市内全ての墓地の管理・利用の実態を明らかにし、墓地行政を適切に推進	人吉市(熊本県) 44
産業・雇用・観光		
事例20	補助対象財産の処分の弾力化	
	不要となった空き公共施設の地場産業による有効活用により、地域の雇用・産業を活性化	大館市(秋田県) 46
	コラム① 空き校舎を製材工場に活用し、雇用・産業を活性化 【真室川町(山形県)】	
	コラム② 空き校舎を福祉施設に活用し、雇用・福祉を向上 【白鷹町(山形県)】	
事例21	権限移譲	
	工場立地基準の緩和により、環境保全と調和した工場敷地の有効利用を促進	西都市(宮崎県) 48
事例22	推進体制の整備等	
	道内市町村と連携した魅力発信などにより、北海道全体を活性化	札幌市(北海道) 50
事例23	推進体制の整備等	
	県の女性キャリアセンターにおけるハローワーク求人情報のオンライン提供により、職業紹介を充実	埼玉県 52
	コラム ハローワークとの連携により、自立支援と職業紹介をワンストップで提供 【横浜市(神奈川県)】	
住民自治		
事例24	住民との協働・参画	
	町内の自主防災組織活動カバー率100%を達成し、防災に関する情報共有や避難訓練を地域ぐるみで実施	与那原町(沖縄県) ... 54
事例25	住民との協働・参画	
	市政やまちづくりに関心の低い若者などを含め、市民が主役となり、個性あふれるまちづくりを推進	鯖江市(福井県) 56
事例26	住民との協働・参画	
	「住民が自ら考え、自ら行う」まちづくりの交付金制度により、住民主体の生活支援サービスを提供	名張市(三重県) 58
事例27	住民との協働・参画	
	スマートフォンを活用した市民レポートにより、地域の身近な課題を合理的に解決	千葉市(千葉県) 60
議会・推進体制等		
事例28	地方議会の活性化	
	地方分権時代にふさわしい「議会力」向上のため、総合的な議会改革を推進	堺市(大阪府) 62
	コラム 町民の政策サポーターにより、政策立案能力を向上 【飯綱町(長野県)】	
事例29	推進体制の整備等	
	県と市町村が連携・協働して取り組む「奈良モデル」により、行政サービスを向上	奈良県 64
事例30	推進体制の整備等	
	全庁的な推進体制の整備などにより、許認可事務を大幅にスピードアップ	埼玉県 66
地方分権改革をもっとお知りになりたい方は 68		

ホームページ・Facebook・Twitter ほか

地方分権改革とは、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革です。

1. 国と地方の新しい関係を確立 ～第1次地方分権改革～

地方分権改革は、衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」（平成5年6月）から始まりました。平成7年7月に発足した地方分権推進委員会は、5次にわたる勧告を行い、平成11年7月の「地方分権一括法」（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）の成立により、第1次地方分権改革が実現しました。

この改革により、国と地方の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わり、機関委任事務制度の廃止や国の関与に係る基本ルールの確立などを実施し、地方分権型行政システム（住民主導の个性的で総合的な行政システム）が構築されました。

2. 具体的な改革の積み重ね ～第2次地方分権改革～

平成19年4月に発足した地方分権改革推進委員会は、第1次地方分権改革の課題として持ち越された地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し※）、権限移譲を中心に4次にわたる勧告を行いました。これを受けて、4回にわたり地方分権改革の一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）が成立しました。

この改革により、国の個々の法令を見直すことで、数多くの個別の事務・権限について、規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）や権限移譲（都道府県→市町村、国→都道府県など）を実施しました。

第1次・第2次地方分権改革を通じた取組により、地方全体に共通する地方分権の基盤となる制度が確立し、地方公共団体について、自治の担い手としての基礎固めが行われました。

※義務付け・枠付けの見直しとは、国が法律などに定めた「自治体は××の事務を行わなければならない」、「××の事務を行う場合は△△の方法で行わなければならない」など、全国一律に定めた基準を廃止したり、条例に委任したりする見直しをいう。

3. 新たなステージを迎えた地方分権改革 ～提案募集方式の導入～

平成26年5月に成立した第4次一括法により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行ったことから、平成26年から、従来の委員会勧告方式から、地域の事情や課題に精通した地方の「発意」と「多様性」を重視し、個々の地方公共団体から全国的な制度改革の提案を広く募る「提案募集方式」を導入しています。

また、権限移譲に当たっては、地域特性や事務処理体制などに大きな差があることを踏まえ、個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲する「手挙げ方式」を導入しています。

4. 地方創生の極めて重要なテーマである地方分権改革

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマです。

このため、国から地方への権限移譲や規制緩和に関する地方からの提案について最大限の実現を図るなど制度改革を強力に進めていくとともに、改革成果の情報発信や優良事例の展開などを行うとしています。

地方分権改革の経緯

H5.6	地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	【第1次地方分権改革のポイント】 ●機関委任事務制度(知事や市町村長を国の機関として国の事務を処理させる仕組み)の廃止と事務の再構成 ●国の関与の新しいルールの創設(国の関与の法定化など) ●権限移譲(国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲) ●条例による事務処理特例制度の創設(地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度)	第1次地方分権改革
H7.5 7	地方分権推進法成立 地方分権推進委員会発足(～H13.7) ※H8.12第1次～H10.11第5次勧告		
H11.7	地方分権一括法成立		
H13.7 H14.6 ～17.6	地方分権改革推進会議発足 骨太の方針(閣議決定)(毎年)⇒三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)		
H18.12 H19.4	地方分権改革推進法成立 地方分権改革推進委員会発足(～H22.3) ※H20.5第1次～H21.11第4次勧告	【第2次地方分権改革のポイント】 ●地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し) ●国から地方への事務・権限の移譲など ●都道府県から市町村への事務・権限の移譲など ●国と地方の協議の場の法制化	第2次地方分権改革
H23.4 4 8	国と地方の協議の場法成立 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)		
H25.3 4 6	地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) 地方分権改革有識者会議発足 第3次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)		
H26.5 6	第4次一括法成立 (国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ		
H27.6	第5次一括法成立 (国から地方、都道府県から指定都市などへの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し)		
H28.5	第6次一括法成立 (国から地方、都道府県から市町村への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し)		

提案募集方式の導入(H26～)

本事例集の掲載事例について、地方分権改革の取組類型別に整理すると、以下のとおりです。

(1) 国の制度改革の成果を活かした取組

地方分権改革の推進に伴い、各地方公共団体においては、国の制度改革を活用した独自の取組が進められ、様々な成果が上がっています。

取組類型	事 例
<義務付け・枠付けの見直し> 第1次～第3次一括法などにより、これまで法令により全国一律に定められていた、福祉施設・道路・公営住宅などの基準を条例に委任したり、国への協議や通知・届出・報告義務を廃止したりするなどの見直しを行ったもの。 地方公共団体が、地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、その独自基準に適合した施設などが整備できるようになった。また、国への協議などが不要となり、各地方公共団体の事務の簡素化・迅速化が図られた。 （なお、施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、「参酌すべき基準」、「標準」、「従うべき基準」とされている。（注）	事例1 特別養護老人ホームの居室定員基準の緩和により、入所者の経済的負担を軽減 事例2 全ての福祉施設の災害対策の基準の底上げなどにより、災害対応力を総合的に強化 事例3 待機児童の状況に応じた保育所面積基準の弾力的運用により、保育の質を確保しつつ、待機児童を減少 事例6 高齢者や障がい者にやさしい歩道や排水溝の基準により、誰もが安心して出かけられるまちづくりを推進 事例7 自転車レーンの設置基準により、安全で快適な自転車走行環境を確保 事例8 坂が多い地域特性に応じた道路基準の緩和により、住民に使いやすくコストを抑えた道路を整備 事例9 マンホールの位置や蓋の基準により、雨や雪の多い地域で自動車などの安全・快適な通行を確保 事例10 津波対策や県産木材活用などの基準により、安心・快適な公営住宅を整備
<権限移譲> 第2次～第3次一括法などにより、都道府県から市町村に権限を移譲したもの。 市町村が、事務全体を一括して担当し、効率的できめ細かい対応が可能となり、地域の実情に応じた独自の施策を展開できるようになった。また、住民にとっても身近な窓口にサービスが一元化された。	事例13 地域一帯の字名の統一変更ににより、地域の一体感醸成と総合的なまちづくりを推進 事例17 NPOに対する支援体制、活動支援基金を整備し、法人を含めNPO活動を総合的にサポート 事例19 市内全ての墓地の管理・利用の実態を明らかにし、墓地行政を適切に推進 事例21 工場立地基準の緩和により、環境保全と調和した工場敷地の有効利用を促進
<条例による事務処理特例制度> 地方自治法第252条の17の2に基づき、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲したもの。 市町村が、事務全体を一括して担当し、効率的できめ細かい対応が可能となり、地域の実情に応じた独自の施策を展開できるようになった。また、住民にとっても身近な窓口 서비스에一元化された。 ※地方自治法第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。	事例16 パスポート手続が身近な場所でワンストップで可能となり、住民の利便性を向上
<補助対象財産の処分の弾力化> 平成20年4月、概ね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、用途・移譲先を問わず国庫納付を求めないなどの取扱いが定められたことを受けて、補助対象財産の有効活用を図ったもの。 地方公共団体が、少子化による学校の統廃合に伴い、使用されなくなった学校施設などを地域の実情に応じて、他の用途に有効活用できるようになった。	事例20 不要となった空き公共施設の地場産業による有効活用により、地域の雇用・産業を活性化
<法定外税> 地方分権一括法により、法定外普通税の「許可制」が「同意を要する事前協議制」などに変更されたもの。 地方公共団体が、地域の実情に応じて法定外税の新設などを行い、税収を地域づくりなどに活用できるようになった。	事例14 駐車場利用者への環境税により、文化・観光のまちづくりと住民の生活環境改善を推進

(2) 分権意識の高まりが生んだ地方独自の取組

各地方公共団体においては、国の制度改革に伴う取組のみならず、地方分権改革の理念を踏まえた地方独自の取組が展開されています。

取組類型	事 例
<自主条例の活用> 様々な地域課題に対応するため、法令などに基づき制定義務のある条例以外に、地方公共団体が自らの発意で主体的に条例を定めるようになったもの。	事例5 手話を言語として認める条例により、多様な人々が共に生きる地域づくりを実践 事例12 建築基準法の適用除外を可能とする条例により、歴史的建築物を良好な状態で保存・活用
<住民との協働・参画> 身近な地域課題について、行政と、住民や地域コミュニティとの協働により解決を図ろうとする取組や、住民が政策形成過程に参画する取組など、住民自治の高まりがみられるようになったもの。	事例11 地域一体のまちづくりにより、次世代型路面電車システムを軸としたコンパクトシティを形成 事例15 住民主体で農家レストラン兼宿泊施設、見守り配食サービスを運営し、地域コミュニティを活性化 事例18 保護者や住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を核とした取組により、地域教育力を向上 事例24 町内の自主防災組織活動カバー率100%を達成し、防災に関する情報共有や避難訓練を地域ぐるみで実施 事例25 市政やまちづくりに関心の低い若者などを含め、市民が主役となり、個性あふれるまちづくりを推進 事例26 「住民が自ら考え、自ら行う」まちづくりの交付金制度により、住民主体の生活支援サービスを提供 事例27 スマートフォンを活用した市民レポートにより、地域の身近な課題を合理的に解決
<地方議会の活性化> 地方議会において、議員提案条例の制定の他、住民との対話や議会のインターネット中継など情報発信の充実への取組がみられるようになったもの。	事例28 地方分権時代にふさわしい「議会力」向上のため、総合的な議会改革を推進
<推進体制の整備等> 地方分権改革を推進するため、基本方針の策定や県と市町村の連携体制の構築、住民への積極的な情報発信を行うようになったもの。また、関係する地方公共団体が事務処理を共同化するなど、協力して課題解決に当たるようになったもの。	事例 4 2つの市の連携協定に基づく待機児童対策の共同実施により、保育施設・サービスの選択肢を拡大 事例22 道内市町村と連携した魅力発信などにより、北海道全体を活性化 事例23 県の女性キャリアセンターにおけるハローワーク求人情報のオンライン提供により、職業紹介を充実 事例29 県と市町村が連携・協働して取り組む「奈良モデル」により、行政サービスを向上 事例30 全庁的な推進体制の整備などにより、許認可事務を大幅にスピードアップ

注) 施設・公物設置管理基準を条例委任する場合の国の基準類型

参酌すべき基準	標準	従うべき基準
●十分参照しなければならない基準。 ●法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる。	●通常よるべき基準。 ●法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて、「標準」と異なる内容を定めることができる。	●必ず適合しなければならない基準。 ●法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。

特別養護老人ホームの 居室定員基準の緩和により、 入所者の経済的負担を軽減

問い合わせ先 鹿児島県保健福祉部介護福祉課

☎ 099-286-2703 ☎ 099-286-5554 🌐 <http://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/kaihukukazyorei.html>

- 特別養護老人ホームの入所者の経済的負担の軽減などに配慮し、知事が必要と認める場合は、居室定員を4人以下(国の基準は原則1人)に緩和する県独自の基準を規定した条例を制定
- 条例においては、他にも、非常災害時の避難計画、虐待防止、報酬などに関する記録の保存期間に係る県独自の基準を規定



←入所者の経済的負担などを配慮し、条例制定を機に整備した居室定員4人の多床室 ↑県独自の基準に基づき整備された特別養護老人ホーム
→車いすの入所者も参加した避難訓練の様子

取組の背景 国の基準では、入所者の経済的負担が大きいことが課題に

- 鹿児島県の1人当たり県民所得は国民所得の約9割程度と低く、特にへき地・離島においては全国の約6割と極めて低い。こうした中、特別養護老人ホームの居室の定員が、国の基準では全国一律で原則1人とされており、入所者の経済的負担が大きいことから、個室・ユニット型だけでなく、多床室も認めるよう市町村などから要望があった。
- また、従来、県から事業者に対して、①実効性の高い避難計画の策定、②入所者に対する虐待防止、③報酬などに関する記録の5年間の保存(介護報酬過誤返還などの公法上の債権消滅時効を踏まえたもの)について指導を行ってきたが、明文化された規定はなかった。

取組の概要 「居室定員を4人以下にできる」などの県独自の基準を規定

- 第1次一括法による老人福祉法の改正を踏まえ、低所得の入所者が引き続き入所できるよう、県独自の基準として、一居室当たりの定員について、知事が必要と認める場合は「4人以下とすることができる」旨を条例に規定した(平成25年4月施行)。
- さらに、①非常災害時の入所者の安全確保のために地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努める、②入所者に対する虐待の防止及び権利擁護に努める、③報酬などに関する記録の保存期間を5年間とする旨を条例に規定した。

取組の成果 入所者の経済的負担や非常災害時の連携体制などを改善

- 条例の制定により、平成25年11月以降、特別養護老人ホーム3施設が改築され、多床室を含む計200床が整備された。これにより、従来の月額個室利用料が34,500円であるのに対し、多床室利用料は25,200円に軽減され、低所得者にも入所しやすいよう配慮したものとなった。
- 多床室の入所者からは、「年金だけでは、ユニット(個室)に入れない」、「利用料金が、個室より多床室の方が比較的安い」、「多床室の方が寂しくなくて安心」、「夜間緊急時、同室者がナースコールなどで職員に教えることができる」などの評価を受けている。
- 非常災害時における地域との連携・協力体制が強化された。例えば、上記の1施設では、年12回以上の避難訓練が実施され、年1回以上、近隣住民を含めた総合防災訓練も実施されている。
- 入所者に対する虐待防止及び権利擁護の重要性について再認識されるとともに、入所者処遇に関する記録の保存期間について、各施設において運営規程が変更されたなどの成果が現れている。

地方分権改革との関連

- 従来、特別養護老人ホームの設備・運営については、老人福祉法に基づく「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(省令)により、全国一律の基準が適用されてきた。
- 平成23年4月の第1次一括法により、老人福祉法が改正され、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」が条例に委任され、居室定員などの基準は「参酌すべき基準」となった。この結果、各地方公共団体(都道府県、指定都市、中核市)が地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、鹿児島県は、平成25年3月、「鹿児島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「鹿児島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を制定し、1居室当たりの定員について、知事が必要と認める場合は「4人以下とすることができる」旨などを規定し、県独自の基準を明確化した(平成25年4月施行)。

コラム

高齢者グループホームの居室床面積基準の上乗せにより、ゆとりある生活空間を確保

宇都宮市(栃木県)

- 第1次一括法による介護保険法の改正により、従来、国の基準であった「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営に関する基準」が条例に委任された。
- 宇都宮市は、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の居室の床面積基準について、使い慣れた家具などの設置、車いす・ベッドの利用など、入所者の生活の質を確保するため、国の基準である「7.43㎡以上」を上回る「10.65㎡以上」とし、平成24年12月、「宇都宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定した(平成25年4月施行)。
- 条例の制定により、宇都宮市内の20事業所(351床)の高齢者グループホームの平均居室面積は、ゆとりある12.69㎡となっている(平成27年9月現在)。
- 家庭に近い環境が確保されることで、認知症の症状の改善や進行の防止が図られたほか、生活スペースが確保できることで、介護度が高くなっても車いすや介護ベッドを使用した介護の提供により、長期の入居が可能となった。入所者からは、「安心して生活できる場である」との評価を受けている。



市独自の基準に基づき整備されたゆとりある居室

【問い合わせ先】宇都宮市保健福祉総務課 ☎ 028-632-2931

全ての福祉施設の災害対策の基準の底上げなどにより、災害対応力を総合的に強化



問い合わせ先 茨城県保健福祉部
☎ 029-301-3121 🌐 <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/>

- ❑ 災害計画の策定、連携・協力体制の構築などの災害対策について、国の基準以上の県独自の基準を条例に規定
- ❑ 全ての福祉施設の災害対策の底上げ、各施設間の防災連携などにより、福祉施設全体の災害対応力を総合的に強化



複数の種別の福祉施設が連携して実施した防災訓練の様子

取組の背景 福祉施設の種別ごとに国の基準が異なることが課題に

- 茨城県は、東日本大震災の被災県として、福祉施設の入所者の安全を確保する観点から、災害への備えを充実させ、防災対策を総合的に強化することが急務となっていた。
- しかしながら、従来、福祉施設の災害対策に関する国の基準は、所管法律ごとの省令に規定されており、施設の種別によって基準の内容が異なっていた。このため、複数の施設を展開する法人では、福祉施設の種別ごとに災害対策として別々の対応が求められるなどの複雑な状況となっていた。

取組の概要 国の基準以上の災害対策基準を規定した 19 条例を制定

- 第1次一括法及び第2次一括法による児童福祉法などの改正を踏まえ、福祉施設などの災害対策に関する設備・運営についての県独自の統一基準を規定し、災害対策の強化を図った。
- 具体的には、19 条例を制定し、災害設備の設置、具体的な災害計画の策定、関係機関への通報体制の整備、定期的な訓練の実施について、国の基準では施設によって「努力義務」や「規定なし」とされていたが、全て「義務」に統一した。また、災害時に備えた食品や医薬品などの備蓄、地域住民や他の社会福祉施設などとの連携・協力体制の構築についても、国の基準では「規定なし」とされていたが、「努力義務」に上乗せ規定した。

取組の成果 全ての福祉施設の対策の底上げなどにより、災害対応力を強化

- 条例の制定により、災害計画の策定及び食品・医薬品の備蓄などが明確となり、改めて災害に対する意識付けがなされ、全ての福祉施設における災害対策の水準が一定レベルに引き上げられるとともに、複数の施設を展開する法人にとっても統一的な対応が可能となった。
- また、これまで義務が課せられていなかった分野についても、条例に基づき指導することが可能となったため、重点検査事項として実地検査を行い、不備があれば指摘を行う体制を整備した。
- さらに、「地域住民や他の社会福祉施設などとの連携・協力体制の構築」の努力義務化により、特別養護老人ホームなどの老人福祉施設における災害時の相互支援を目的とした職員研修や施設行事が合同で開催されている。また、地域貢献活動の推進などを目的とした「老人福祉施設間パートナーシップ協定」の締結が推進され、特別養護老人ホームの9割で締結済み(平成27年9月現在)となるなど、各施設間の防災連携が促進されている。
- 県と福祉施設の間で基本協定(例：「災害時における介護老人保健施設に関する基本協定書」)が締結され、大規模災害発生時における要支援施設への職員派遣などの応援・協力体制が整備されている。

【災害対策に係る施設種別ごとの県独自の基準（下線部が県独自の基準）】

施設名	災害設備の設置 災害計画の策定 定期的な訓練の実施	関係機関への 通報体制の整備	食品・医薬品などの備蓄 連携・協力体制の構築
保護施設 婦人保護施設	義務	規定なし → 義務	規定なし → <u>努力義務</u>
児童福祉施設	努力義務 → 義務	規定なし → 義務	規定なし → <u>努力義務</u>
老人福祉法関連施設 軽費老人ホーム 介護保険法関連施設 障害者総合支援法関連施設 児童福祉法関連施設	義務	義務	規定なし → <u>努力義務</u>

地方分権改革との関連

- 従来、福祉施設における災害対策については、児童福祉法に基づく「児童福祉施設最低基準」(省令)などにより、全国一律の基準が適用されてきた。
- 平成23年4月の第1次一括法及び同年8月の第2次一括法により、児童福祉法などが改正され、福祉施設における災害対策の基準について、地方公共団体の条例による設定が可能となった。この結果、各地方公共団体(都道府県、指定都市、中核市など)が地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、茨城県は、平成24年12月、「児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」など19 条例を制定し、県独自の基準を明確化した(平成25年4月施行)。

待機児童の状況に応じた保育所面積基準の弾力的運用により、保育の質を確保しつつ、待機児童を減少

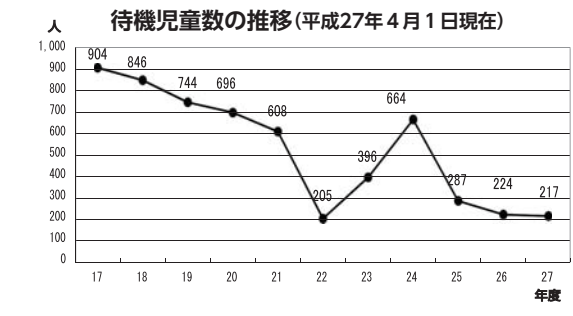


問い合わせ先 大阪市子ども青少年局保育施策部保育企画課
☎ 06-6208-8031 http://www.city.osaka.lg.jp/shimin_top/category/705-6-1-0-0.html

国を上回る保育所の面積基準を基本としつつ、待機児童が多い地域の保育所には、特例措置として国の基準より緩和した基準を適用するなど、地域の実情に応じた弾力的な保育所基準の運用により、保育の質を確保しつつ、待機児童の減少を実現



↑市内保育所の外観 →左記保育所のほふく室



国の基準と大阪市の基準の比較			
1人当たりの面積基準		国の基準	大阪市の基準 ()内は待機児童が発生している区域の保育所の場合
0歳児	乳児室	1.65㎡以上	5㎡以上(1.65㎡以上)
	ほふく室	3.3㎡以上	5㎡以上(1.65㎡以上)
1歳児	乳児室	1.65㎡以上	3.3㎡以上(1.65㎡以上)
	ほふく室	3.3㎡以上	3.3㎡以上(1.65㎡以上)
2歳児以上	保育室	1.98㎡以上	1.98㎡以上(1.65㎡以上)

※青字は大阪市の基準が国の基準を上回る
赤字は // を下回る

取組の背景 保育の質の確保と十分な入所者数の両立が課題に

●大阪市では、保育所の認可基準のうち、1人当たりの乳児室面積を従来から国の基準(1.65㎡以上)を上回る「5㎡以上」で運用してきた一方、待機児童が数百人規模で存在しており、①児童が安心・安全に過ごせる環境を確保することと、②待機児童が多い地域において、ひとりでも多くの子どもが保育所に入れるようにすること、の2つを両立させることが課題となっていた。

取組の概要 ほふく室の床面積について、国の基準を条例で緩和

●第1次一括法による児童福祉法の改正を踏まえ、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定め、0歳児・1歳児1人当たりほふく室(乳児がはいはいをする部屋)面積について、国が一律に定めていた省令基準(3.3㎡以上)を、市の条例基準により0歳児は「5㎡以上」に引き上げ、1歳児は国の基準どおりとした(平成24年4月施行)。

●また、国の省令基準は「従うべき基準」とされているが、一部の市町村に限り、平成26年度末までの特例措置として、「標準」とされたことを踏まえて、市独自の基準として、待機児童が多いと市長が認めた地域の保育所は、0歳児・1歳児1人当たり面積について、省令基準を下回る「1.65㎡以上」まで緩和できるようにした(本特例措置は、平成31年度末まで5年間延長された)。

取組の成果 保育の質を確保しつつ、待機児童を減少

- 待機児童の状況などに応じた保育所面積基準の弾力的な運用により、余裕を持ったスペースで保育を行うことが可能となるとともに、待機児童が多い地域ではひとりでも多くの子どもを受け入れることが可能となった。こうした取組の他、保育所などの整備による入所枠の拡充や、国の基準内で定員を超えて児童を受け入れる定員の弾力化も相まって、待機児童の減少を実現した。
- なお、国の特例措置が5年間延長されたことにより、条例による特例基準の制度を活用して保育所に入所していた約1,800人(平成26年8月時点)の児童のうち、特例措置の終了により退所を余儀なくされたであろう約750人について、入所継続を確保することができた。

地方分権改革との関連

- 従来、保育所の居室面積については、児童福祉法に基づく「児童福祉施設最低基準」(省令)により、全国一律の基準が適用されてきた。しかしながら、大都市のように、待機児童が多く地価が高い地域では、保育所の十分な設置場所の確保が難しいという課題があった。
- 平成23年4月の第1次一括法により、児童福祉法が改正され、上記の基準が条例に委任され、保育所の居室面積は「従うべき基準」となった。ただし、厚生労働大臣が指定する待機児童数などの条件を満たした一部の市町村に限り、特例措置として、平成27年3月31日までの間、従うべき基準が「標準」とされた。この結果、当該市町村においては、地域の保育事情に応じた居室面積を設定することが可能となり、大阪市においては「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を平成24年3月に制定した(同年4月施行)。
- なお、本特例措置は、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)により、平成32年3月31日まで5年間延長されている。

コラム

児童福祉施設の設備・運営の健康管理基準を充実

新潟市(新潟県)

●「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例委任を受け、0・1・2歳の乳幼児の入園需要が多い新潟市においては、平成24年12月、児童の健康管理を強化し、安心して預けられる環境づくりのため、市独自の基準を定めた「新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」を制定した(平成25年4月施行)。

【独自の基準】

- ①全ての保育所における医務室の設置の義務規定を追加
- ②乳児のいる保育所に保健師、看護師又は准看護師を配置する努力義務規定を追加
- ③給食の特例による自園外調理を削除し自園調理のみとした
- ④1歳児に対する保育士配置をおおむね3人につき1人以上に上乗せ
※国の基準はおおむね6人につき1人以上
- ⑤嘱託歯科医の配置の義務規定を追加

●条例に基づく様々な取組により、感染症の拡大予防、子どもの健康状態やアレルギーに配慮した食事提供が可能となり、園児のむし歯有病率も低下傾向(指定都市移行時(平成19年4月)と比較し、約30%低下)にある。

【問い合わせ先】新潟市福祉部保育課 ☎ 025-226-1217

児童福祉施設での自園調理の状況

2つの市の連携協定に基づく 待機児童対策の共同実施により、 保育施設・サービスの選択肢を拡大

問い合わせ先 横浜市子ども青少年局子育て支援部保育対策課 ☎045-671-4220
<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/201410/20141027-028-19940.html>
 川崎市市民・子ども局子ども本部子育て推進部事業調整・待機児童対策担当 ☎044-200-3632
<http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000062494.html>



- 保育ニーズの増大や多様化が進む中、待機児童対策を効果的に進めるため、指定都市間で初めての連携協定を締結
- 市境周辺における保育所などの共同整備や、施設の相互利用などの待機児童対策を連携・協力して推進し、保育施設・サービスの選択肢を拡大



横浜市と川崎市の市境にある、両市の相互利用対象施設(左・横浜保育室、右・川崎認定保育園)

取組の背景 市境にある土地などが有効活用できないことが課題に

- 横浜市及び川崎市では、女性の社会進出や経済情勢の変化による共働き世帯の増加や、就労形態の多様化・ひとり親世帯の増加により、保育所などの利用申請者数が毎年増加する一方で、隣接市側に保育所整備に適した土地が存在していても、自治体が異なるため、その土地を待機児童対策に活用することができない状況にあった。
- そうした中、川崎市では、市民の生活圏は行政区域にとどまらないことや、「保育園に入れないから横浜市に引っ越す」という市民の声もあり、隣接する横浜市と連携して、市境にある土地・保育所の有効活用を図ることが課題となっていた。

取組の概要 協定に基づき、相乗効果が期待される取組を連携して実施

こうした状況を打開すべく、川崎市から横浜市に両市相互の連携・協力を働きかけ、平成26年10月27日、「待機児童対策に関する連携協定」を締結した。協定のポイントは以下のとおりである。

- 保育所の共同整備
横浜市鶴見区・港北区と川崎市幸区が隣接する地域、横浜市都筑区・青葉区と川崎市宮前区が隣接する地域を中心に、両市相互の保育需要が補完可能な土地などに保育所を共同で整備。
- 横浜保育室・川崎市認定保育園の相互利用(平成27年4月から)
①横浜保育室は118施設、川崎認定保育園は126施設あり(平成27年6月現在)、市境周辺の施設を中心に保育所に入所保留となった方などに対して、相互の施設へ入所を案内。
②新たに川崎市民が横浜保育室を、横浜市民が川崎認定保育園を利用する場合、川崎市民は川崎市から、横浜市民は横浜市から保育料の軽減補助を受けられるようになった。
- 保育士確保対策
県・指定都市・中核市で共同運営する「保育士・保育所支援センター」の取組を中心に連携するとともに、両市共同で保育士養成校に通う学生などを対象とした就職セミナーを開催。

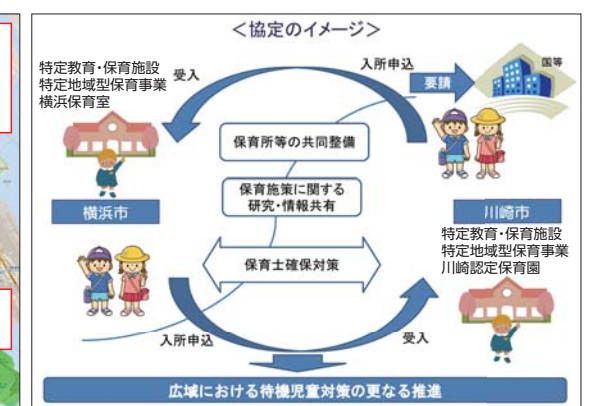
取組の成果 「子育てしやすい街 よこはま・かわさき」を実現

- 横浜市鶴見区、港北区のマンションの増加に伴う保育需要の高まりを受けて、隣接する川崎市幸区の土地を活用して、定員90人の共同整備保育所を平成28年4月に開設する予定である(横浜市枠30人、川崎市枠60人)。
- 横浜保育室と川崎認定保育園の相互利用については、市境周辺の保護者などから、子どもの預け先の選択肢が広がると、好意的な声が区役所窓口寄せられている。

(横浜保育室を利用する川崎市民の数15人、川崎認定保育園を利用する横浜市民の数34人(平成27年6月現在))



共同整備保育所予定地の地図



連携協定イメージ図

地方分権改革との関連

- 平成22年4月時点での待機児童数が、横浜市1,552人、川崎市1,076人と全国ワースト1・2位となった後、両市ともに保育所の大幅な整備や、窓口でのきめ細かい相談対応により待機児童を大幅に減少させてきた。従来は各市それぞれが住民の保育ニーズに対応していたが、今後は圏域を越えた対応が必要との認識から、川崎市側から働きかけを行い、指定都市間で全国初となる待機児童対策に関する連携協定の締結に至り、両市が連携・協力した取組が行われている。

手話を言語として認める 条例により、多様な人々が共に 生きる地域づくりを実践

問い合わせ先 鳥取県障がい福祉課

☎ 0857-26-7201 🌐 <http://www.pref.tottori.lg.jp/shougai-fukushi/>



鳥取県

全国初の手話言語条例を制定し、福祉分野のみならず、学校・地域・企業などが手話の普及に取り組み、住民参加型の地域づくりを推進



↑鳥取県・市町村職員向けに手話学習会が広く開催されている ▲平成27年に開催された「第2回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」の様子（奈良県立ろう学校（優勝校）） → ICT を利用して、図書館の窓口で手話を同時通訳する遠隔手話通訳サービスが導入されている

取組の背景 将来ビジョンに「手話を言語文化」と明記し、モデル的に取組

- 鳥取県は、平成20年に策定した将来ビジョン（県政運営の基本方針）において、「手話がコミュニケーション手段としてだけでなく、言語として一つの文化を形成している」と明記し、誰もが安心して暮らせる社会づくりを進めてきた。
- また、平成21年に、「障がいを知り、共に生きる」をテーマとして、多様な障がい者への理解を進める研修を行い、その履修者が「あいサポーター」となって障がい者と健常者の共生を進める「あいサポート運動」を始め、全国の障がい者福祉活動のモデル的な取組に成長させてきた。
- こうした取組に注目した全日本ろうあ連盟などが、平成25年1月、全国に先駆けたモデル条例として、鳥取県における手話言語条例の制定を要望したことが契機となり、条例制定の動きが本格化した。

取組の概要 全国で初となる「手話言語条例」に基づき、手話を実践

- 鳥取県は、全日本ろうあ連盟や日本財団、県内外の有識者の協力を得て、平成25年4月、「鳥取県手話言語条例（仮称）研究会」を設置し、条例に盛り込むべき内容の検討を開始した。
- 平成25年10月、手話を言語として認め、手話が使いやすい環境整備を推進するとともに、各関係機関が役割を担い、協働してPDCAサイクルにより取り組むことなどを内容とする「鳥取県手話言語条例」を全国で初めて制定・施行した。
- 条例に基づき、教育現場での手話の普及、ミニ手話講座の開催、手話学習会補助制度、遠隔手話通訳サービスなどの新たな取組を行い、福祉分野のみならず、教育、民間など、様々な人が手話を実践している。

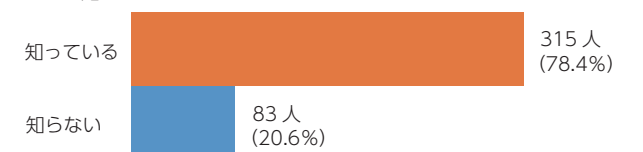
取組の成果 県民に手話が浸透するとともに、県民の意識にも変化

- 条例の制定以降、鳥取県内の手話検定受験者数が、平成25年度の67人から平成26年度は119人に増加し、鳥取県会場での受験者数の過去最高を記録した。講演会などへの手話通訳者派遣件数も、平成25年度の693件から、平成26年度は1,112件に増加し、手話に対する県民の意識の高まりが感じられる。
- また、平成26年6月に県民に行ったアンケートによれば、回答者の78%が条例制定について知っていると回答し、36%が条例制定後に手話・ろう者への興味・関心が高まったとしている。
- また、県庁への手話言語条例に関する講演依頼・県民向けミニ手話講座の開催（平成25年12月～平成27年3月の間に48回開催し、786人が受講）や企業などでの自発的な手話学習会の開催（平成25年11月～平成27年3月の間に63回開催し、約1,400人が受講）など、県民が手話に関心を持ち始め、条例制定により意識の変化が起こっている。

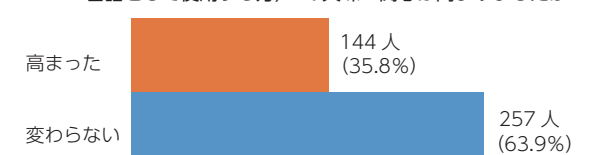
手話言語条例 7つのポイント

- ①手話を言語として認め、手話が使いやすい環境整備を推進
- ②県民、事業者、ろう者、行政など関係機関がそれぞれ役割を担い、協働して取組を推進
- ③福祉分野だけではなく、教育、民間、行政など幅広い取組を推進
- ④障害者計画において手話に関する取組を定め、総合的・計画的に推進
- ⑤外部機関を設置し、計画の策定などに関し意見を聴き、PDCAサイクル（継続的な業務改善の仕組み）を回す
- ⑥県内関係者、全日本ろうあ連盟、日本財団などの協力を得て研究会で検討
- ⑦全国初の条例

（問1）鳥取県で「鳥取県手話言語条例」が制定されたことを知っていますか



（問2）手話言語条例制定後、手話・ろう者（聴覚障がい者のうち手話を言語として使用する方）への興味・関心は高まりましたか



地方分権改革との関連

- 平成11年7月の地方分権一括法により、機関委任事務制度が廃止され、地方公共団体の条例制定権が拡大したことを契機に、様々な地域課題に対応するため、法令などに基づき制定義務のある条例以外に、地方公共団体が自らの発意で主体的に条例を定めるようになった。
- 鳥取県は、手話を言語として認め、様々な分野の関係機関が協働して、継続的に取り組むことを条例で定め、教育・行政・民間を含め、地域に暮らす住民が一体となって実践している。

高齢者や障がい者にやさしい歩道や排水溝の基準により、誰もが安心して出かけられるまちづくりを推進

問い合わせ先 川崎市建設緑政局計画部企画課

☎ 044-200-2765 🌐 <http://www.city.kawasaki.jp/530/soshiki/10-2-1-0-0.html>



- 横断歩道に接続する歩道部分の段差などについて、市独自の基準を規定した条例を制定
- 車道と歩道の接続部分の段差縮小や、道路の排水溝の蓋を杖などが落ち込まない構造とするなど、高齢者や障がい者など誰もが安心して出かけられるまちづくりを推進



段差 2 cm の歩道。車いすなどの移動に支障(条例施行前)



歩道の段差が縮小され、円滑に移動できるようになった段差(条例施行後)



目の粗い排水溝の蓋。白杖やハイヒールなどが隙間に落ち込みやすく危険(条例施行前)



目の細かい構造となり、杖などが落ち込まなくなった排水溝の蓋(条例施行後)

取組の背景 歩道の段差などによる移動への支障が課題に

- 川崎市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、高齢者、障がい者などが安心して移動できるように、バリアフリー化を推進してきた。
- 従来、横断歩道に接続する歩道部分の段差は、国の省令基準により、全国一律に 2 cm と定められていたが、車いす利用者などから、「段差が支障となり移動するのが困難である」との指摘があった。
- また、道路に設けられる排水溝の蓋についても、目の粗い排水溝の蓋を用いていたことから、白杖(盲人安全杖)やハイヒールなどが隙間に落ち込みやすく危険であるなどの指摘がされており、福祉のまちづくりを進めている川崎市としては、こうした状況を改善することが課題となっていた。

取組の概要 歩道の段差縮小などに係る市独自の基準を規定

- 川崎市では、「川崎市福祉のまちづくり条例」に定める整備水準が、国の省令基準を上回る項目もあったことから、条例との整合を図りながら、障がい者団体や学識者などの意見を踏まえるため、まち歩き点検などを連携して行い、車いす利用者などの円滑な移動を可能にするため、必要に応じて段差を 2 cm 以下にする構造も可能とする市独自の基準を規定した「川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」を平成 24 年 12 月に制定した。
- また、歩道及び横断歩道に設ける排水溝の蓋については、白杖(盲人安全杖)の先端やハイヒールなどが隙間に落ち込まないようにするため、条例において「杖等が落ち込まない構造とする」市独自の基準を規定した。

取組の成果 高齢者や障がい者も円滑に移動しやすい環境を整備

- 川崎駅周辺の道路について、障がい者団体などとともにまち歩き点検を行い、その結果を踏まえ車道と歩道の接続する部分の段差を縮小した。また、排水溝の蓋を杖などが落ち込まない構造とするなど、高齢者や障がい者にとって、とても移動しやすい道路となり、誰もが安心して出かけられるようになった。
- 東京丸子横浜線などの新規整備箇所についても条例の構造基準を採用することにより、移動しやすい道路を整備した。

地方分権改革との関連

- 従来、横断歩道などに接続する歩道などについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」により、全国一律の基準が適用されてきた。
- 平成 23 年 8 月の第 2 次一括法により、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、「横断歩道等に接続する歩道等に関する基準」が条例に委任され、省令が定める基準は「参酌すべき基準」となった。この結果、各地方公共団体が地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、川崎市は、平成 24 年 12 月、「川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」を制定し、「必要に応じて段差を 2 cm 以下にする構造も可能とする」旨などを規定し、市独自の基準を明確化した(平成 25 年 4 月施行)。

自転車レーンの設置基準により、安全で快適な自転車走行環境を確保



問い合わせ先 岡山市都市整備局道路計画課

☎ 086-803-1695 🌐 http://www.city.okayama.jp/toshi/dourokeikaku/dourokeikaku_00070.html

- ❑ 「自転車先進都市おかやま」の実現に向けて、道路構造令に規定がない自転車レーンの設置基準を独自に規定した条例を制定
- ❑ 自動車・歩行者と自転車の分離により、安全で快適に自転車を走行できる環境を実現し、まちなかの回遊性の向上と賑わいも創出



自転車の専用信号

逆走防止の看板



市役所筋における自転車レーンの設置

自転車の専用レーン

荷さばき車両の駐車時の迂回路

取組の背景 市内の「迷惑自転車」や「放置自転車」などが課題に

- 岡山市は、温暖で晴れの日が多く、市域南部に向けて平坦な地形が広がっていることから、自転車利用に適した環境であり、自転車の利用率が高い。一方、道路を我が物顔に走り回り、歩行者にも車にも危険な「迷惑自転車」や、景観を損ね、通行の邪魔になる「放置自転車」などが問題となっていた。
- 誰もが自転車を「安全」で「便利」に「楽しく」使うことができる「自転車先進都市おかやま」の実現に向けて、平成24年8月に「自転車先進都市おかやま実行戦略」を策定し、自転車走行空間や駐輪環境の整備、コミュニティサイクルの導入、啓発活動の推進など、ハード・ソフト両面の総合的かつ体系的なプログラムを、官民が連携して推進していくこととした。

取組の概要 自転車レーンの設置に係る市独自の基準を規定

- 第1次一括法による道路法の改正を踏まえ、市独自の基準として自転車レーンの設置基準を規定し、以下の道路に該当する場合に、自転車レーンを設置することを可能とする「岡山市道路構造等

条例」を平成24年12月に制定した。

- 条例に基づき、以下の道路に該当する場合に、自転車レーンを設置することとした。
 1. 自動車及び自転車の交通量が多い道路
 2. 「自転車の交通量が多い道路」又は「自動車及び歩行者の交通量が多い道路」で、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合
(ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。また、自転車道を設ける道路を除くこととする。さらに、自転車レーンの幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。)

取組の成果 安全で快適な自転車走行環境整備や市内の回遊性向上に寄与

- 市独自の基準に基づく初の自転車レーンを、岡山駅と岡山市役所を結ぶ市道(市役所筋)で、平成26年10月に運用を開始した(設置実績：平成26年度 2箇所(市役所筋(2,150m)、後楽園通り(1,100m))。)
- 自動車・歩行者と自転車の分離により、安全で快適な自転車走行環境や、まちなかの回遊性の向上と賑わいの創出に寄与している。

地方分権改革との関連

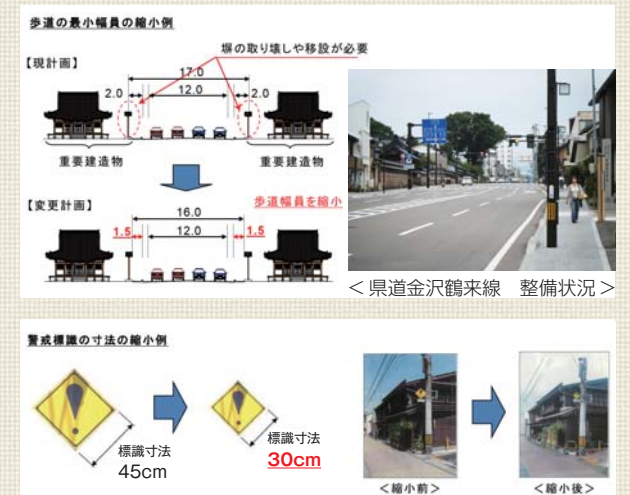
- 従来、道路の整備においては、道路法に基づく道路構造令により、全国一律の基準が適用されてきた。
- 平成23年4月の第1次一括法により、道路法が改正され、道路構造の技術的基準が条例に委任され、道路構造令が定める地方道の構造の技術的基準は「参酌すべき基準」となった。この結果、各地方公共団体が地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、岡山市は、平成24年12月、道路構造令に規定がない自転車レーンの設置基準を「岡山市道路構造等条例」に規定し、市独自の整備基準を明確化した(平成25年4月施行)。

コラム

歴史的な街並み・建物・景観などを保全した道路を整備

石川県

- 石川県では、伝統的建造物群保存地区の沿道において、歴史的建造物が建ち、歴史的な街並みを形成しており、道路整備を行う際、国の道路基準では景観を形成する塀を壊さなければならず、その保全が課題となっていた。
- 第1次一括法による道路法の改正により、道路構造の技術的基準が条例に委任されたため、平成24年12月、伝統的建造物群保存地区などにおいて、歩道の最小幅員や警戒標識の寸法に係る県独自の基準を定める「道路構造基準等を定める条例」を制定した(平成25年4月施行)。
- 県道(金沢鶴来線)において、歩道幅員を縮小した新たな基準を適用することにより、沿道の寺院の塀などを移設する必要がなくなり、歴史的街並みなどの景観を保全した道路整備を進めることが可能となった。



【問い合わせ先】石川県土木部道路建設課 ☎ 076-225-1722
 🌐 <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/douken/index.html>

坂が多い地域特性に応じた道路基準の緩和により、住民に使いやすくコストを抑えた道路を整備

問い合わせ先 長崎市土木総務課

☎ 095-829-1162 🌐 <http://www.city.nagasaki.lg.jp/soshiki/164/166/167/index.html>

長崎市
(長崎県)

- 急な坂が多いという地域特性に応じ、国の道路勾配（角度）の基準を引上げ可能とする市独自の基準を規定した条例を制定
- これにより、直線に近い道路の整備が可能となり、住民の利便性の向上、緊急時の車両の円滑な通行の確保、さらには道路整備費の縮減や工期の短縮を実現

市独自の基準に基づき整備された坂道

坂が多いため不必要な迂回路が多い道路（整備前）



不必要な迂回路の解消により直線に近い形で整備を行い、住民の利便性向上と道路整備費の縮減などを実現した道路（整備後）

車みち整備事業による階段道のスロープ（平らな斜面）化

自動車などが通行できない階段状の道路（整備前）



不便な階段の解消により自動車などが通行できるようになり、住民の利便性向上を実現した道路（整備後）

取組の背景 迂回路や車両の通行不能な階段道の不便などが課題に

- 長崎市は、市街地の約7割が斜面地（標高20m以上・勾配5度以上の地域）であり、平地にある市街地を取り囲むように山が連なるすり鉢状の地形となっており、高台まで家が連なっているため坂が多く、坂自体も急なものが多くある。
- 国の道路構造令により、道路の勾配（縦断勾配）については、全国一律に「最大12%」と規定されており、斜面地に適合した道路整備を行う場合、国の基準では道路を迂回させなければならず、整備延長が長くなることで多くの用地が必要となるため、道路整備費が増加するとともに、完成までに長い時間を要していた。
- また、斜面市街地において、自動車や自転車などが通行できない階段状の道路が多く存在するため、地域住民は買物・通院・介護などの日常生活で徒歩を強いられ不便を来しているほか、救急搬送や消防活動の上でも支障となっていた。さらに、家の解体や新築も追加費用がかかることから、空き家の増加が懸念されていた。

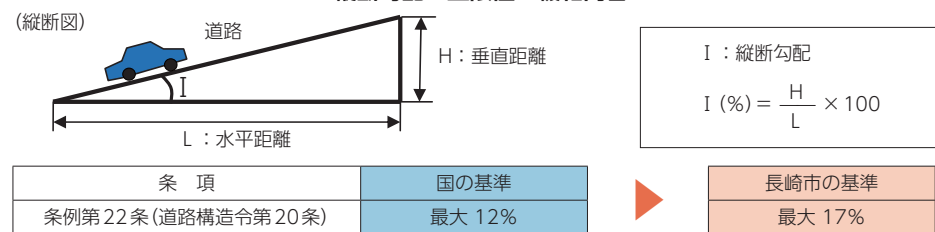
取組の概要 道路勾配に係る市独自の基準を規定し、効率的な道路整備を推進

- 第1次一括法による道路法の改正を踏まえ、急な坂が多い実情に配慮して、市道の新設・改築時に道路の縦断勾配を「17%まで」引上げ可能とする市独自の基準を規定した「長崎市市道の構造の技術的基準を定める条例」を平成24年10月に制定した。
- また、道路構造基準の緩和に加え、市独自の取組として、平成25年から、既存の階段道などを対象としたスロープ化や道路幅の拡幅など、地域の実情に応じた様々な工夫を行い、自動車などの通行が可能となる道路を整備する「車みち整備事業」を開始した。

取組の成果 迂回路や階段道の解消により、住民の利便性などを向上

- 道路拡幅工事（市道小ヶ倉町13号線）において、縦断勾配が12%以上の区間が存在し、国の基準に従う場合は道路の迂回により宅地との間に高低差が生じ、車両の乗入れへの支障などが懸念されたが、市の新たな基準の適用により、既存道路を有効活用した道路を整備することができた（最大縦断勾配16.9%）。
- また、国の基準の下では、カーブが連続する構造となっていた道路についても、市独自の基準の適用により、直線に近い形での道路整備が可能となり、移動時間の短縮による住民の利便性の向上、緊急時の車両の円滑な通行の確保が図られた。
- こうした新たな基準による道路整備により、不必要な迂回路を解消し、道路整備費の縮減、工期の短縮を実現した（整備費用は、国の基準では約4,700万円が見込まれたが、新たな基準により約3,300万円となり、30%を縮減した）。
- また、「車みち整備事業」により、既存の生活道路について、国の基準で定める幅員4mにこだわらず、地形状況などを考慮しながら縦断勾配17%を超える道路をスロープ化し、不便な階段を解消したことにより、地域住民の日常生活で自動車などの利用が可能となるなど、利便性が大きく向上した。
- 住民からは、「車で家の近くまで行けるので、買物が便利になった」、「介護の車に家の近くまで来ていただけるため非常に便利となり、これまでと全然違う」、「道路の整備前は、解体費が高いため空き家の解体が進まなかったが、道路の整備後は、空き家を解体して家を建てて居住することを希望する方が現れてきた」、「大きな道路が1本通ることによって、そこからの枝道の整備も可能となった」などの評価を受けている。

縦断勾配の上限値の緩和内容



地方分権改革との関連

- 従来、道路の整備においては、道路法に基づく道路構造令により、全国一律の基準が適用されてきた。
- 平成23年4月の第1次一括法により、道路法が改正され、道路構造の技術的基準が条例に委任され、道路構造令が定める地方道の構造の技術的基準は「参酌すべき基準」となった。この結果、各地方公共団体が地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、長崎市は、平成24年10月、「長崎市市道の構造の技術的基準を定める条例」を制定し、市道の新設・改築時に道路の縦断勾配を「17%まで」引上げ可能とする市独自の基準を明確化した（同月施行）。

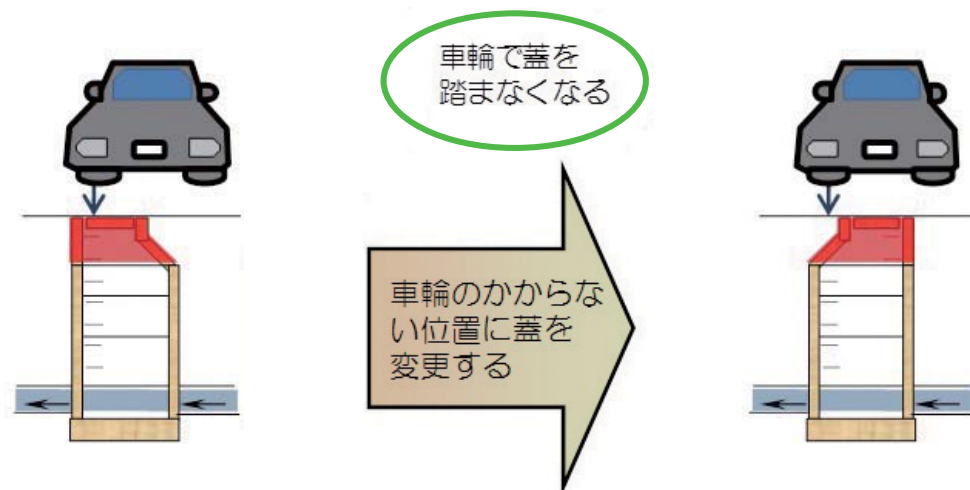
マンホールの位置や蓋の基準により、 雨や雪の多い地域で自動車などの 安全・快適な通行を確保

問い合わせ先 福井県土木部河川課下水道整備グループ
☎ 0776-20-0503 ■ <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/index.html>

福井県

- 北陸特有の雨や雪の多い気象環境に対応して、「スリップ防止」のため、マンホールの設置位置や蓋の構造を工夫する県独自の基準を規定した条例を制定し、自動車や自転車などの通行の安全性・快適性を向上

マンホールの設置位置の変更



↑従来のマンホールの位置



↑自動車の車輪がかからないよう位置を変更



↑濡れると滑りやすい従来のマンホールの蓋



↑濡れても滑りにくい新しいマンホールの蓋

取組の背景 降雨・降雪時のマンホール蓋上でのスリップ事故などが課題に

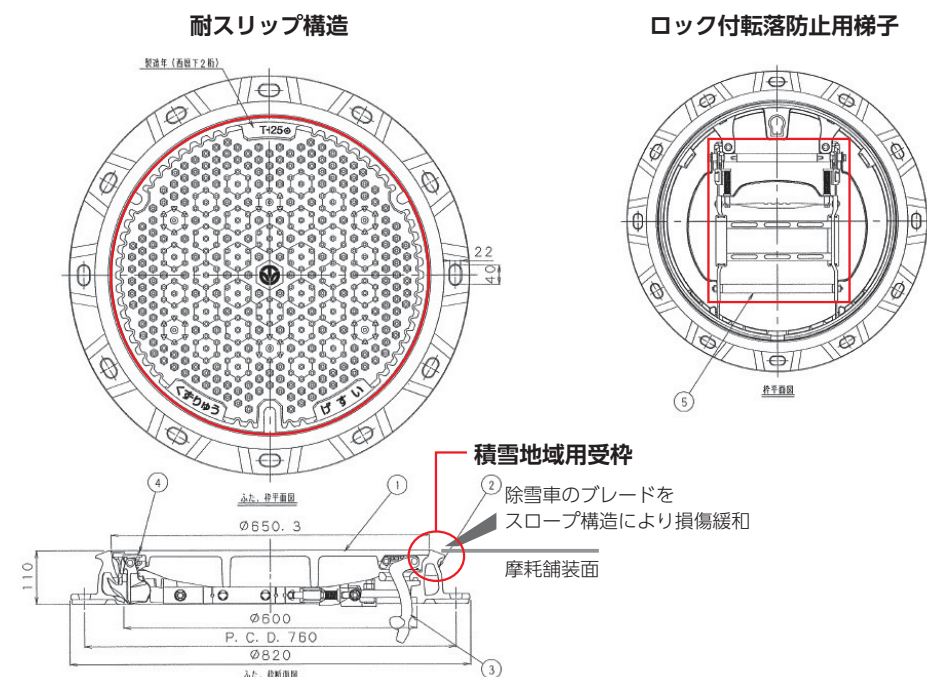
- 福井県は、北陸特有の降雨・降雪の多い気象環境(年間の約半分が降雨日)であり、雨天時などに、交差点付近に多く設置されているマンホールの蓋の上で、自動車や自転車などのスリップ事故が多発している。
- この原因として、マンホールの位置が車両通行時に車輪が通過する場所と重なることに加え、マンホールの蓋が濡れるとタイヤが滑りやすい構造であることなどが指摘されていた。

取組の概要 マンホールの設置位置や蓋の機能に係る県独自の基準を規定

- 第2次一括法による下水道法の改正を踏まえ、マンホールの設置位置や蓋の機能に係る県独自の基準を規定した「福井県公共下水道等の構造の基準等に関する条例」を平成24年12月に制定した。
- 条例に基づき、マンホールの設置位置を車輪のかからない場所とすることや、主に3機能(「スリップ防止」・「転落防止」・「除雪時の衝撃緩和」)を備えるマンホールの蓋を設置することなど、安全で快適な道路通行の実現に向けた取組を推進している。

取組の成果 道路通行の安全性・快適性が向上

- 県独自の基準のマンホールについて、平成26年度に1箇所を整備し、道路通行の安全性・快適性が向上した。平成27年度以降についても、損傷具合をみながら整備を予定している。
- 住民からは、「雨の日は、自転車で路側を通行する際、転倒に注意しているので、このような取組はとてもありがたい」との評価を受けている。



地方分権改革との関連

- 従来、下水道の整備においては、下水道法に基づく下水道法施行令により、全国一律の基準が適用されてきた。
- 平成23年8月の第2次一括法により、下水道法が改正され、下水道の構造の基準が条例に委任され、下水道法施行令が定める公共下水道の構造基準は「参酌すべき基準」となった。この結果、各地方公共団体が地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、福井県は、平成24年12月、「福井県公共下水道等の構造の基準等に関する条例」を制定し、「ます等を道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路に設ける場合にあつては、ます等の位置及びます等に設置する蓋の構造を安全で快適な通行及び維持管理の便宜を考慮して適切なものとする」と規定し、県独自の基準を明確化した(平成25年4月施行)。

津波対策や県産木材活用などの基準により、安心・快適な公営住宅を整備

問い合わせ先 静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課

☎ 054-221-3087 ■ <http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-330/index.html>



- 津波を想定した安全対策や県産木材を活用する県独自の基準を規定した条例を制定し、安心・快適な公営住宅を整備
- 県産木材を活用した公営住宅の整備による林業振興を推進



↑県独自の基準に基づき整備された県営住宅
➡屋上に設置された津波避難施設 ➡県産木材が活用された居室



取組の背景 公営住宅における津波対策や県産木材の活用が課題に

- 静岡県は、南海トラフ巨大地震が発生するおそれがある地域とされており、県営住宅の整備に当たっては、想定される地震や津波に耐えられる構造にするとともに、住民が安全に避難できる場所を確保するなどの対策を図る必要があった。
- また、県内に豊富に存在する人工林の多くが、木材資源として利用可能な樹齢40年を超えており、地域材の有効活用と森林の育成・伐採のサイクルを通じた多面的機能の維持の観点から、公共部門での県産材の積極的な活用が求められていた。

取組の概要 津波対策・県産木材活用などに係る県独自の整備基準を規定

- 第1次一括法による公営住宅法の改正を踏まえ、県独自の整備基準を規定した「静岡県県営住宅条例」を平成24年12月に制定した。
- 条例において、津波などのおそれがある県営住宅の敷地には、避難施設の設置などの安全上必要な措置を義務付けた。これを受け、平成25年度に、既存の県営住宅における建築物としての耐津波性能の安全性を確認するとともに、避難対策など5項目の安全対策をまとめた。

- あわせて、林業の再生と森林の適正な整備・保全、山村などの地域経済の活性化を図るため、県営住宅の整備においては、県産木材の使用に努めなければならないとする県独自の整備基準を条例に規定した。

取組の成果 入居者などの安全・安心と快適な居住環境を確保

- 平成26年度に完成した沿岸部の県営住宅について、県の被害想定では津波浸水域に入っていないものの、これに類する土地として、県営住宅の屋上部分に津波避難施設を設け、入居者などの安全・安心の確保が図られた。
- 平成26年度に、建替え及び全面的改善事業(5団地222戸)の内装などにおいて、438㎡の県産木材を使用した。
- 木材の使用に係るアンケートにおいて、76%の入居者が「満足」あるいは「やや満足」と回答し、「木の温もりを感じる良い部屋である」などの評価を受けている。

地方分権改革との関連

- 従来、公営住宅の整備においては、公営住宅法に基づく公営住宅等整備基準(省令)により、全国一律の基準が適用されてきた。
- 平成23年4月の第1次一括法による公営住宅法の改正により、公営住宅の整備基準が条例に委任され、公営住宅など整備基準が定める技術的基準は「参酌すべき基準」とされた。この結果、各地方公共団体が地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、静岡県は、平成24年12月、「静岡県県営住宅条例」に県営住宅の整備基準を追加するとともに、平成25年3月、「静岡県県営住宅条例施行規則」に県営住宅などの共通の整備基準を定め、県独自の整備基準を明確化した(平成25年4月施行)。

コラム

屋内で洗濯物を干す地域特性を踏まえた公営住宅を整備 金沢市(石川県)

- 金沢市は、雪や雨が多く日照時間が短い、典型的な日本海側気候であるため、一年を通じて洗濯物を屋内で干すことが多いという実情がある。
- 第1次一括法による公営住宅法の改正により、公営住宅の整備基準が条例に委任されたため、金沢市における洗濯の実情を踏まえ、平成24年12月、「金沢市営住宅条例」を改正し、市営住宅におけるサンルーム型の物干し場の設置を明確化した。
- 平成25年4月以降に建て替える市営住宅に新たな基準を適用し、サンルーム型の物干し場を設置することで、居住環境の快適性の向上に資するとともに、湿気・結露・カビの発生の予防を通じた居室の長寿命化にも寄与し、将来にわたる良質な市営住宅の維持が可能となった。



市独自の基準に基づき整備された市営住宅



サンルーム型の物干し場

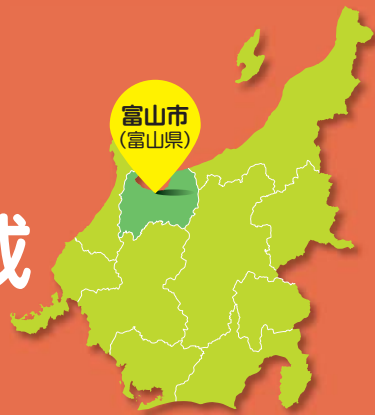
【問い合わせ先】金沢市市営住宅課

☎ 076(220)2333 ■ <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshiki/seibi/29104.html>

地域一体のまちづくりにより、次世代型路面電車システムを軸としたコンパクトシティを形成

問い合わせ先 富山市都市整備部路面電車推進課

☎ 076-443-2115 🌐 <http://www.city.toyama.toyama.jp/toshiseibibu/romendenshasuishin/romendensha.html>



■ 住民が積極的にまちづくりに関与し、市民・交通事業者・行政など地域一体の取組により、次世代型路面電車システム(LRT^(※))などの「公共交通の活性化」とその周辺への「都市機能の集積」による「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」を推進

(※) LRT: Light Rail Transit



JR 富山港線の LRT 化などによる LRT ネットワークの形成



LRT と北陸新幹線の交通結節点の整備



LRT 沿線への大規模集客施設などの誘導



「富山港線を育てる会」の様子

取組の背景 市街地の郊外への拡大と都心部の低密度化が課題に

- 平坦な地形である富山市では、自動車の普及と相まって、市街地が郊外に拡大するとともに、都心部の低密度化が進行し、DID(人口集中地区)面積が過去35年間で約2倍に増えた一方、DID内の人口密度は47都道府県で最も低い(40.3人/ha)となっており、こうした状況を早急に改善することが地域の課題となっていた。

取組の概要 市民の参画など地域一体の取組によりコンパクトシティを形成

- 次世代型路面電車システム(LRT)は、高齢者や車いすの方にもやさしい低床の車両で、低騒音、既存の公共交通との連携が取りやすいなどの特徴がある。公共交通活性化とその周辺への居住・商業・業務・文化などの都市機能集積による「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」を目指し、JR富山港線のLRT化や市内電車環状線化、LRT沿線での市街地再開発事業、北陸新幹線開業を契機とした富山駅高架下でのLRT南北接続などの施策を積極的に推進している。
- LRTの整備においては「公設民営」の考え方の導入に加え、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定が適用され、路面電車では全国初の「上下分離方式」(軌道インフラの整備主体と運行主体を分離し、軌道インフラの整備に公的主体が関与する方式)を導入し、市が軌道整備事業者として路面電車軌道の整備を実施した。
- 事業実施に際し、将来のまちづくりの方向性や公共交通活性化施策の必要性などの市民への継続的なPRの展開、施設整備・維持管理に対する市民・企業からの寄附金募集、都心部の魅力ある景観形成に向けた「デザイン検討委員会」の設置(市民代表や事業者が委員として参加)など、市民の事業参画促進によるマイルール・マイステーション意識の醸成に向けた独自施策が併せて推進されている。
- 富山港線沿線自治振興会などで組織する「富山港線を育てる会」が設立されるなど、地域一体となったまちづくりが展開されている。

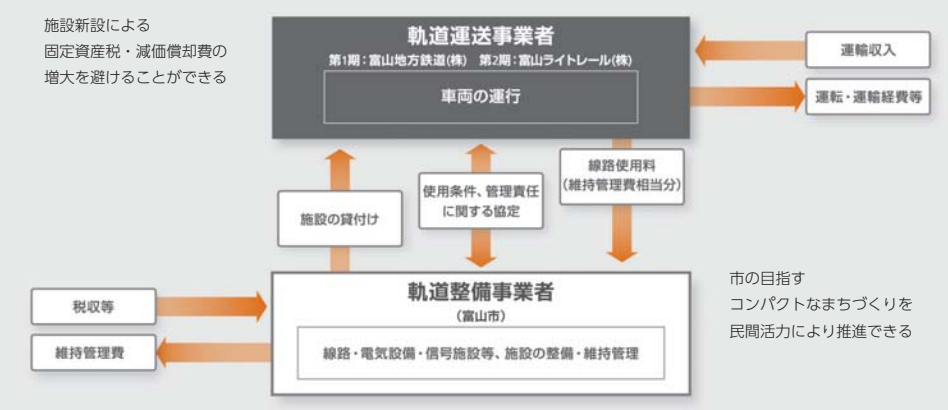
取組の成果 公共交通の利用者数や都心部での消費金額などが増加

- 減少が続いていた市内電車全体の利用者数が、増加に転換している。
(平成20年度:9,983人/日→平成26年度:12,179人/日)
- 環状線利用者のうち、日中の高齢女性が、大幅に増加している。
(平成24年度:平成22年度に対し、61%増加)
- 環状線利用者の中心部への来街回数・滞在時間・消費金額が、増加傾向にある。
(平成24年度:平成22年度に対し、平均滞在時間15%増、平均消費金額20%増)

地方分権改革との関連

- 都心部の低密度化という地域の課題に対し、「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」に向けて、事業の計画段階からの市民参加、市民・企業からの寄附金募集、市民・地域コミュニティ・交通事業者・行政など地域一体となったまちづくりなど、市民との協働・参画を活かした地方独自の取組が推進されており、住民自治の高まりがみられる。

上下分離方式の事業スキーム



建築基準法の適用除外を可能とする 条例により、歴史的建築物を 良好な状態で保存・活用



問い合わせ先 京都市都市計画局建築指導部建築指導課

☎ 075-222-3620 ■ <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000157989.html>

■ 歴史的建築物について、建築基準法の規制により景観的・文化的な価値が損なわれないよう、同法の適用除外を可能とする独自の条例を制定し、建築物の良好な状態や安全性を維持しながら保存・活用



↑ 条例適用第1号となり、現在は龍谷大学がキャンパスとして活用する町家（幕末の文久元年（1861年）に建造）

➡ 建物の耐震性向上・火災防止のため、土壁の塗替え、柱の補修、梁の追加、火災報知器・非常用照明の設置などの安全対策を実施

取組の背景 歴史的建築物の利活用に当たり、建築基準法への適合が課題に

- 平成20・21年度の京町家まちづくり調査で、京都市内に伝統的な京町家が約48,000軒存在すること及び年間約2%ずつ減少していることが確認された。
- また、景観的・文化的な価値がある鉄筋コンクリートやれんが造などの近代建築物も多数存在しているが、利活用のために増築や用途変更をする場合は、建築基準法の規制に適合させなければならぬため、こうした価値の高いデザインや形態が損なわれてしまうことが課題となっていた。

取組の概要 建築基準法の適用除外を可能とする条例を制定

- 建築基準法では、条例により、現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物で、特定行政庁が指定したものは、同法の適用を除外することとされている。
- このため、京都市は、平成24年4月、京町家などの木造建築物を対象とする「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を新たに制定した。平成25年11月には、条例の対象を非木造建築物にも拡大し、「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に改正した。

- 条例の適用の第1号として、市は、平成24年12月、伏見区深草の旧街道沿いに立地する町家について、安全性の向上、維持管理を行いつつ、価値を残しながら現状変更が可能となる保存建築物としての登録を行い、建築審査会の同意を得た上で、建築基準法の適用が除外された。
- この町家は、幕末の文久元年(1861年)に建てられ、築150年以上が経過し、近年は空き家となっていたが、条例による改修工事を経て、龍谷大学が借り上げ、「龍谷大学深草町家キャンパス」として、NPO法人による施設の管理・運営の下、学習や地域住民の交流に幅広く活用されている(左ページ写真)。

取組の成果 歴史的建築物の保存と現代のニーズに合った利活用が実現

- 我が国の建築物は、木造を中心に取り壊しを伴う建て替えが一般的である中、条例の制定により、建築基準法の適用除外としながら歴史的建築物を使い続けるために必要な増築・用途変更を行うことが可能となり、歴史的建築物の保存と、現代のニーズに合った利活用が実現した。
- また、建物の耐震・出火防止・避難などに重点を置きつつ、建物の価値を踏まえながら改修を行うことにより、建物の機能や安全性を維持・向上させることが可能となった。
- 歴史的建築物の持つ文化的・教育的価値に着目した文化・教育の拠点としてだけでなく、地域住民のコミュニティスペースとして、また、NPOなどの活躍の場として機能している。

地方分権改革との関連

- 歴史的建築物の多くは、現行の建築基準法に適合しない既存不適格建築物となっているものが多く、こうした建築物の増築や用途変更などには、現行法の規定が遡及適用されることから、歴史的建築物の価値や形態などを保存しながら使い続けることが困難となることがある。
- このため、同法第3条第1項第3号により、①文化財保護法に基づき、地方公共団体が自ら文化財を指定する条例などにより、現状変更の規制または保存のための措置を講じ、②建築審査会の同意を得て特定行政庁(建築主事を設置した市町村長など)が指定した建築物について、同法の適用が除外される規定を活用し、京都市は独自の条例を制定した。

コラム

京都の特性に即した「撤去せず活用の発想」で 総合的な空き家対策を推進

京都市(京都府)

- 全国的に空き家問題が課題となる中、京都市でも一層の対策が急務となっていた。また、京都市には、「後世に残すべき資産」である京町家が多数存在している。
- 平成25年12月、京町家など古い建物を補修しながら使い続けてきた京都のまちの特性に即し「撤去せず活用の発想」での対策を特徴とする「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」を制定した(平成26年4月施行)。
- 条例に基づき、市・空き家の所有者・地域・事業者など各々の連携の下、総合的な空き家対策として、空き家化の予防のための普及・啓発、空き家の活用方法などのアドバイスを行う専門家の派遣などを推進した。
- これまでに市内32の地域で市民主体の空き家対策が取り組まれるとともに、201人の不動産事業者が「地域の空き家相談員」として空き家所有者の相談に無料で応じていただくなど、空き家対策の機運が高まっている。



↑ 空き家を改修し、障がいをお持ちの方の就労継続支援施設として利活用している

【問い合わせ先】京都市都市計画局まち再生・創造推進室

☎ 075-222-3503

■ <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-9-0-0-0.html>

地域^{あざ}一帯の字名の統一的変更により、地域の一体感醸成と総合的なまちづくりを推進

問い合わせ先 淡路市企画政策部企業誘致推進課

☎ 0799-64-0001 ■ <http://www.city.awaji.lg.jp/soshiki/machisei/siyuuti-hana.html>



「淡路島の玄関口」にふさわしいまちづくりに向け、採土跡地など地域一帯の字を「大字夢舞台」に統一的に変更し、地域の一体感醸成とイメージアップを図り、インフラ整備や企業誘致などの総合的なまちづくりを推進



↑「大字夢舞台」の全景
➡淡路島国営明石海峡公園 ➡淡路夢舞台国際会議場



取組の背景 採土跡地を含む地域の一体感醸成やイメージアップが課題に

- 淡路市北部には、関西国際空港用地の埋め立てに伴って発生した広大な「採土跡地」があり、平成12年に兵庫県及び淡路島1市10町により開催された「淡路花博ジャパンフローラ」の際には、淡路島国営明石海峡公園、淡路夢舞台国際会議場、日本最大級の植物館、3,000人収容の野外劇場などが整備された。その後、採土跡地の一部の約24ヘクタールの土地を淡路市が取得し、幹線道路などのインフラ整備を行うとともに、企業誘致を行ってきた。
- 淡路市は、明石海峡大橋で本州と直結する「淡路島の玄関口」であり、大阪・神戸からのアクセスが良いため、島外からの定住促進や交流人口の拡大が期待できるとともに、海に囲まれたリゾート感あふれる立地や豊富な海産物・農産物などが魅力である。これらにふさわしい総合的なまちづくりを推進する上で、更なる企業誘致や住宅整備などの積極的な展開や、採土跡地を含めた地域全体の一体感醸成、イメージアップが課題となっていた。

取組の概要 市が主体的に、地域一帯の字名を「大字夢舞台」に統一的に変更

- 第2次一括法による地方自治法の改正により、町・字区域の変更などに関する事務が市へ移譲され、市が主体的に字区域の変更を行うことが可能となったことから、当該地域における字区域の変更を行うため、平成25年5月頃から、土地の所有者である、淡路島国営明石海峡公園、国道事務所、法務局及び兵庫県などと調整を行い、同年10月に協議が整った。
- 採土跡地がある「大字南^{みなみ}鵜^う崎^ぎ」及び国営公園がある「大字楠^{くすも}本^{もと}」における区域の一部の約96ヘクタールの土地における字の区域を変更する議案を平成25年12月議会に上程し、同月の議決を経て、平成26年1月、地方自治法第260条第2項の規定による告示を行い、地域一帯の字の区域名を「大字夢舞台」に統一的に変更した。
- 採土跡地の一部を「夢舞台サステナブル・パーク」と名付けて総合的なまちづくり構想を展開することとし、当該地域において、働く場所（企業誘致ゾーン）をつくり、そこで働く人が安心して暮らせる住環境（医療・福祉ゾーン、住宅・商業ゾーン）を整備することにより、職と住の一体化したコンパクトシティの実現を目指す取組を推進している。

取組の成果 地域の一体感醸成などを実現し、総合的なまちづくりを推進

- コンパクトシティとしての地域の一体感醸成と、地域全体のイメージアップを実現し、病院・住宅地・商業施設・福祉施設の誘致などを総合的に展開し、景観に配慮した緑あふれるまちづくりを積極的に推進している。
- 平成27年9月までに、計6社の企業（総合病院、調剤薬局、製造業（自動車部品、鉄鋼、ミキサー、婦人靴））の誘致が決定し、新規雇用者数は計400人程度となる見込みである。
- 字名を「大字夢舞台」に変更したことで、立地した企業からは、「夢のある舞台への進出というコンセプトを用いることができ、企業のイメージアップにつながる」などの評価を受けている。また、観光客からは、「この素晴らしい環境で生活してみたい」などの評価を受けている。



医療・福祉ゾーンに誘致した総合病院



企業誘致ゾーンに誘致した企業
(本社を移転し、新工場を整備。隣接地に社員住宅(50戸)を建設)

「夢舞台サステナブル・パーク」のゾーン計画



地方分権改革との関連

- 従来、町・字区域の変更などについては都道府県への届出が必要であったが、平成23年8月の第2次一括法により、地方自治法が改正され、同届出が廃止されるとともに、町・字区域の変更などに関する事務は市町村に移譲された。この結果、地域の実情に精通し、まちづくりを担う市が主体となり、字区域の変更を行うことが可能となった。

駐車場利用者への環境税により、文化・観光のまちづくりと住民の生活環境改善を推進

問い合わせ先 太宰府市総務部経営企画課、市民福祉部税務課

☎ 092-921-2121 <http://www.city.dazaifu.lg.jp/bunreibetsukensaku/shiminseikatsu-zeikin/rekibunzeitop.html>

太宰府市
(福岡県)

環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」の創造のため、法定外普通税である「歴史と文化の環境税」を導入し文化・観光のまちづくりと、住民の生活環境の改善を推進

太宰府駅前広場整備事業

駅前広場の舗装化とバス停車帯の設置



古香書屋修理事業

老朽化した外壁と軒下などの保全・整備



みどりすいろ 溝尻水路保存整備事業

景観に配慮した水路と歩道の一体的整備



取組の背景 来訪者増加に対応したまちづくりなどの財源確保が課題に

●太宰府市には歴史的文化遺産が数多く存在し、年間約550万人が訪れていたが、九州国立博物館の開館を控えて、来訪者の更なる増加が予想されていた。このような中、史跡・観光ルートを中心とした環境の整備や、深刻な交通渋滞への対策のための財源確保が課題となっていた。

取組の概要 駐車場利用者への環境税を歴史的文化遺産の保全などに活用

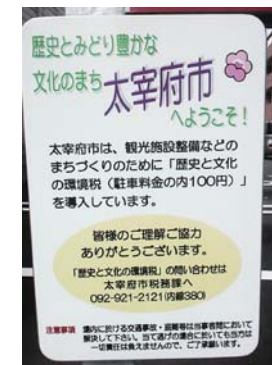
- 市内の一時有料駐車場の利用者にとって一定の負担を求め、住民にとって住みやすく、来訪者にとって再び訪れたいと思われる魅力あふれるまちづくりを推進するため、平成14年3月、「太宰府市歴史と文化の環境税条例」を制定し、平成15年5月に「歴史と文化の環境税」を導入した。同税は、様々な使い道が考えられ、将来的にも時代のすう勢に対応できるように、普通税とした。
- 駐車行為1回につき、車両の種類に応じて50円から500円の納税を課し、駐車場事業者が特別徴収義務者となって駐車料金と併せて徴収を行っている。平成26年度は約7,200万円の税収があり、平成15年度からの12年間で、累計約6億9,000万円の税収となった。
- 使途の透明性を確保するため、「太宰府市歴史と文化の環境税運営協議会」（構成員：市民、有識者、駐車場事業者など）で出された意見や提言を十分に踏まえて支出先を決定しており、歴史的文化遺産の保全・整備や観光資源などの充実、交通渋滞対策などに活用している。

取組の成果 文化・観光のまちづくりと、住民の生活環境改善を推進

- 歴史的風致維持向上計画に基づく「歴史的風致形成建造物保存修理事業」や「門前町並み保存活用事業」など各種のハード及びソフト事業による観光資源の充実などにより、来訪者が年々増加傾向にある（平成16年度：約544万人⇒平成26年度：約821万人）。
- 市が行った市民意識調査では、歴史的な景観が美しいと感じる人の割合が92%、市の歴史的文化遺産を誇りに思っている人の割合が94%と好評を得ており、歴史的文化遺産の保全・整備や観光資源などの充実、来訪者のみならず多くの市民の誇りにもつながっている。
- ライブカメラの設置、駐車場満空情報の配信、臨時駐車場の整備といった交通渋滞対策などの実施により、太宰府市税制審議会からは、「渋滞緩和など住民の生活環境改善に寄与している」との評価を受けている。



史跡地ライトアップ事業



環境税周知のための看板

地方分権改革との関連

- 平成11年7月の地方分権一括法により、地方税法が改正され、法定外普通税の「許可制」が「同意を要する事前協議制」に移行された。また、同意に係る処理基準として、総務大臣は一定の事由があると認める場合を除き、同意するものとする事とされた。これを受け、太宰府市は、平成15年5月、歴史的文化遺産が数多く存在し、来訪者の増加という地域の実情に応じた法定外普通税を導入し、まちづくりなどに活用している。